

第 107 回 『わかるように伝えていますか』

香川大学 坂井 聡

発達障害のある学生をどう理解し、どう支援しますか？

私は、香川大学バリアフリー支援室で室長をしています。多くの学生が相談にやってきます。診断を受けている学生がたくさんいるということです。それらの学生を支援していくうえで重要なことを考えたいと思います。まず、自立について確認する必要があります。これまでの自立の考え方は、自分で色々なことができるようにあるということであったと思います。しかし、これだと障害のある人たちは自立できないことになってしまいます。できるだけ制約のない生活を送るためには、支援を得ながらでもできることを増やしたほうがいいのではないかと思います。自立とは支援があってもいいということなのだとことを確認しておく必要があります。

では、障害とはどのようなことを指すのでしょうか。「あなたに障害はありますか」と聞かれたら、みなさんはどう答えるでしょうか。多くの人は「ない」と答えるのではないかと思います。しかし、障害があるということとなないということ、それは何を基準としているのかを考える必要があるのではないのでしょうか。

障害について、WHOは ICF（国際生活機能分類）を 2001 年に公表し、そこでは、「生活機能と障害は、心身機能と構造、個人レベルの活動、社会への参加の次元を表す包括的用語として用いられる」としています。簡単に言えば、参加できないことや活動できないことが障害であると公表したのです。このことを皆さんは知っているでしょうか？つまり、参加できないことや活動できないことは誰にでも生じるので、誰もがもつ状態として障害を考えていかなければならないということなのです。それゆえ、障害を考えるときには、障害にとらわれず、活動できなくて困っていることや、参加できなくて困っていることを考える必要があるということになります。誰でも活動や参加ができない状態は経験したことがあるので、すべての人が障害を経験するということです。

では、発達障害についてはどのように考えていけばいいのでしょうか。個々の障害を考える前に、法律等での位置づけを確認しておきたいと思います。代表的なものが平成 17 年 4 月に施行された発達障害者支援法です。そこには、大学での支援についても示されています。

また、平成 19 年より特別支援教育もスタートし、発達障害のある児童生徒への必要な支援をしたうえでの教育も進められています。

これらにより子どもたちが、社会を構成する大人となるように必要な支援を行うことと、適切な教育を行うことが明確にされたのです。また、障害者の権利に関する条約も批准され、必要に応じて合理的配慮が提供されることが義務となっているのです。

では、どのような合理的配慮が求められるのかについて次回からいろいろ考えていきたいと思います。

～坂井聡先生の紹介～

((プロフィール))

香川大学教育学部卒業 金沢大学大学院教育学研究科修了、香川大学教育学部附属養護学校など養護学校教諭を経て、現在香川大学教育学部障害児教育コース准教授。1997 年には自閉症のコミュニケーション指導で辻村奨励賞受賞。2013 年より教授に就任。

((著書))

暮らしの中のコミュニケーション（やまびこの里）、クラスルームコミュニケーション（こころリース出版社）、自閉症や知的障害をもつ人とのコミュニケーションのための 10 のアイデア（EPWメント研究所）など